

明治十五年名古屋監獄署における行刑状況 (一)

——「愛知新聞」掲載 白井菊也「牢獄土産」を主たる手がかりとして——

田中 亜紀子

目次

- 一、はじめに
- 二、愛知県下における明治初期の監獄行政の展開
 - (一) 明治初期(明治一〇年代まで)の監獄制度
 - (二) 愛知県における監獄行政の展開
- 三、「愛知新聞」前編集長白井菊也による官吏侮辱事件
 - (一) 新聞社および雑誌社への弾圧
 - (二) 白井菊也による官吏侮辱事件
- 四、白井菊也の監獄体験
 - (一) 「牢獄土産」① 未決監へ(以上本号)
 - (二) 「牢獄土産」② 既決監へ(以下次号掲載予定)
 - (三) 「牢獄土産」③ 外役および内役
 - (四) 「牢獄土産」④ 白井による監獄の状況説明
 - (五) 「牢獄土産」⑤ 出獄
- 五、おわりに——明治初期監獄行政における試行錯誤と明治二十二年改正監獄則への影響——

一、はじめに

行刑の歴史において自由刑の登場は比較的新しいものであり、日本においては明治期に入って自由刑が本格的に導入された⁽¹⁾。その後、明治四一年法律第二八号監獄法は、第二次世界大戦後も大改正を受けることなく平成一九年に廃止されるまで百年近く運用され続けた。その間、特に監獄法の改正に拍車をかけた名古屋刑務所事件が世間の注目を集め、また、裁判員制度の施行によって市民が一定の刑事裁判において判決に関係するようになったことなどから、近年、人々の刑事問題として犯罪処遇に対する関心が高まっている⁽³⁾。それでは、導入当初、日本において自由刑はどのようなものとして認識されていたのだろうか。

明治期の行刑に関する従来の研究は、①近代西欧法の日本への継受がどのようなものであったのかを明らかにすることを目的とした、監

獄則や監獄法などの行刑に関係する諸法の制定過程を対象とする研究、そして、②近代日本における行刑の実態を明らかにすることを目的とした、行刑の担い手を主たる対象とする研究、以上の二つに大別することができると考えられる。①に関する研究としては、重松一義氏による数多の業績の他、近年においては姫嶋瑞穂氏による「明治四年「改正監獄則」下における監獄行政の展開と明治十二年「監獄則」制定への準備⁴⁾」をはじめとする一連の研究や、兒玉圭司氏による明治初期の監獄ならびに小原重哉に関する研究⁵⁾、そして建築という側面から監獄の西欧化ないし近代化を分析した研究⁶⁾などを挙げることができる。また、②については、行刑の担い手や地方における展開に関する兒玉圭司氏の研究⁸⁾を挙げることができる。

本稿は、愛知県における行刑という意味においては②に分類されるものではあるが、同時に、行刑の担い手ではなく、行刑の対象者、つまり監獄体験者の視点から、当時の愛知県における行刑の状況の一端を明らかにしようとするものである。従来、監獄改良の前提として、当時の未だ劣悪な状況にあった監獄を体験した者の中から、自らの獄中体験に基づき、監獄改良運動に参加した事が指摘されている⁹⁾。本論文で取り上げる白井菊也¹⁰⁾は管見の限りにおいては監獄改良運動との関係を直接に裏付ける資料を見つけることはできなかったが、自由民権家でありまた「愛知新聞」の新聞記者でもあったことから、当時の社会問題について強い関心を持っていたことが推測できる。そこで、自らの獄中体験を言説化することを通じて当時の人々に伝えることのできた人物による体験記として、明治一五（一八八二）年一月

から一二月にかけて「愛知新聞」に掲載された「牢獄土産」を取り上げて検討を行うことで、近代監獄制度の実現に向けて努力していた愛知県における当時の行刑の一端を明らかにすることを目的とする。

二、愛知県下における明治初期の監獄行政の展開

（一）明治初期（明治一〇年代まで）の監獄制度

近代化が推し進められようとしていた明治初期においては、監獄行政を含む刑事法の領域においても幕藩体制における監獄制度からの脱却および近代化が推し進められていた。その一例として、明治維新当初の王政復古による律令的刑罰制度採用などの混乱期を経て、明治五年壬申十二月二十八日、太政官達三七八号監獄則並図式（以下「明治五年監獄則」）によつて監獄則の布告が行われている。同監獄則の緒言には「獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ 獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス 刑ヲ用ルハ己ヲ得サルニ出ツ國ノ為メニ外ヲ除ク所以ナリ獄司欽テ此意ヲ体シ罪囚ヲ遇ス可シ」と記されており、草案起草者である小原重哉が、その前年に行つた香港・シンガポールにおける監獄視察で得たもの、そして彼の幕末維新期の投獄経験等に基づく獄制改革思想を反映させた「人道的遇囚の精神」¹¹⁾が示されている。明治五年監獄則は、翌明治六年四月には、予算上の問題から施行中止となり、予算にさし支えない禁囚処遇および懲役法についての

み、同監獄則によって任意実施することとなった¹²⁾。なお、明治五年監獄則以後の時期は、形式的には廃止が布達されていても、依然として根強い牢名主・役付制の旧弊が続いていたことから、これらの徹底的廃絶が試みられていた時期であることが指摘されている¹³⁾。

その後、明治十三年刑法および治罪法の公布に対応して、監獄則の第一回改正が行われた。それが明治十四年太政官達第八一号第一回改正監獄則布達(以下「明治十四年監獄則」)である。この時期の旧刑法の行刑に対する主な影響としては、流刑を採用したことを受けて集治監制度が整備されたこと、刑法が違警罪を採用したことを反映して短期刑の監獄出入激増という現象をもたらしたことが挙げられる。

明治十四年監獄則そのものについては、刑余者の別房留置制、初犯再犯による監房別異、未決者への要犯疑獄・密室拘禁、監獄官吏の教誨師配置といった諸外国の獄制に倣って採用した規定などが含まれていた点などについては近代化が推し進められていたと考えられるものの、他方において、北海道流刑の採用、伝口者・誘工者という役付因の復活、家族との絶信や減食罰という懲罰の新設、午前中休憩時間の廃止と外役強化による作業時間の延長などの改悪も行われていたことが指摘されており、この時期の行刑については、近代化を推進させようとする動きと監獄実務の間で様々な矛盾が生じていたことが考えられる。その一例として、明治一七年には監獄関係者が集まって監獄について意見を交わした監獄事務諮詢会が開催され、監獄の近代化に向けての動きが見られること。また、他方において当時監獄行政を主管していた内務卿山県有朋が、懲役の本分は苦役であるとする「懲戒主

義論」を明治一八年の地方長官会同で訓示し、そのことを契機として犯罪者処遇について懲戒主義か誘導主義かの論議が行われたことなどを示すことができるが、この時期においては実務レベルのさらに上のレベルにおいても受刑者処遇の方針に関して混乱が生じていた。そして本稿で取り上げる「牢獄土産」は、明治一五年、すなわち、明治十四年監獄則施行後の愛知県における行刑に関するものである。

(二) 愛知県における監獄行政の展開

明治十六年段階の愛知県下の監獄については以下の様な報告がなされている。

監獄ノ状況¹⁴⁾

監獄本署ハ旧名古屋藩ノ米庫ヲ以テ之ニ充ツ名古屋市街ニ接近シ
 空氣ノ流通充分ナラス在監人懲罰例教誨規則就役方法等ハ宜キヲ
 得タルカ如シ又岡崎豊橋一ノ宮ニ監獄支署ヲ設クト雖トモ元來名
 古屋本署ヘ往來便利ナルヲ以テ犯人ハ成ルヘク本署ニ護送セシム
 故ニ各支署ニハ現在囚徒甚々稀レニ僅少ノ小吏事務ヲ整理スルコ
 トヲ得因テ別ニ具状スヘキコトナシ(後略)

この報告からは、明治十年代の愛知県下の監獄については、①監獄本署(＝名古屋監獄)については、当初は名古屋藩の米倉を利用して来たこと。そのため、名古屋市街に近いという治安の問題、そして獄舎における空氣の流通が不十分であるという衛生上の問題があること

が指摘されている。また、②「在監人懲罰教誨規則就役方法等」、すなわち監獄内の犯罪者処遇について問題は見られなかったこと、そして③監獄本署である名古屋監獄以外に、岡崎・豊橋・一宮に監獄支署を置いているが、移送面で名古屋監獄が最も利用されていたこと。以上の三点が判明する。また、この時期の監獄については「又監獄署の囚徒ハ昨今二千余名ありて監守押丁も四百余一の多きに至りしとハ好しからぬことならずや」¹⁷⁾「名古屋監獄署にてハ先に工役場及び獄舎をも新築せられしか新刑法実施以来囚徒の数が増加して昨今甚だ狭隘に及びしかは主任官ハ苦心し居らる、由」という報道もされており、この報道を見る限りにおいては、多数の懲役人が名古屋監獄に収容されていたこと、そして建物を新築した後も収容者の増加に苦心していたことが判明する。

それでは、先に登場した名古屋監獄は、具体的にどのような建物であったのだろうか。この点については、以下の「愛知県懲役場模様替」に関して明治七年に愛知県から内務省へ宛てた伺からある程度把握することができる。

客歳伺ノ上県下倉庫ノ内ヲ以懲役場ニ致シ候処管杖実決相廃止候
以来愈手狭ニ相成候ニ付更ニ倉庫十二棟ヲ区域相立差向甲乙二棟
工役場病監等ニ模様替仕度尚丙丁拾棟ノ分ハ追々補理相加へ寛役
場懲治監等ニ相用専ラ懲役授産方法設置仕度旨本年一月三十一日
附ヲ以相伺候節甲乙二棟模様替ノ儀ハ御聞届相成丙丁十棟寛役場
其他相用候儀ハ日論見帳ヲ以猶伺出候様本年三月八日御指令ノ趣

モ有之候間右ニ基キ追々取調可相伺ノ処猶實際工役上ノ都合モ有
之且物置場等ニモ差支候儀ニ付十棟ノ内差向六棟ヲ囲ヒ込ミ工役
場其他物置場ニ相用候様仕度尤在来ノ一棟ノ儀ハ柱其外腐朽風雨
ノ為ニ破却可致モ難計其上狭隘ノ場ニシテ看守ノ障モ有之トテモ
永存ノ見込無之建物ニ付取毀チ外牆方形ニ取直シ監視四通以テ望
護為致候積リ御入費別紙目論見帳ノ通凡金千七百五十三円十五錢
三厘程相掛リ申候然ル処本年乙第二十八号御達ノ御趣意モ有之候
ニ付テハ倉庫ノ儀ハ其儘差置更ニ隣地買上ケ新築ノ見込等ヲ以テ
取調可申哉然ルトキハ御入費モ差狂ヒ候儀ニ付目論見帳調替猶相
伺可申候間同様ノ内迅速御指揮有之度此段奉伺候也（後略）（傍線
部筆者。以下も同様。）

愛知県の伺いによれば、①既存の倉庫を監獄に転用していたこと。
②愛知県に限った現象ではないが、「管杖実決相廃止」により、監獄へ
収容される人員が増加したため、監獄の過剰収容問題が生じていたこ
と。③過剰収容を解消するために、新たに十二棟を建築ないし改築し、
その内の二棟は工役場および病監、残りの十棟を寛役場および懲治監
に用いる計画を持っていたこと。④これに対して、前者二棟について
は許可がおりたものの、後者十棟についてはさらなる調査を行った上
で再び伺い出るべきという指令を受けたこと。⑤しかしながら工役上
の問題が生じていることから、十棟中六棟の改築および一棟の取り毀
しを伺い出ていること。さらに、⑥今後隣地を買い上げて建物の新築
も希望していること。以上の六点が判明する。当時は国家財政に余裕

が無い状況であったものの、管杖実決廃止以後の過剰収容問題を解決するためには仕方がないという判断が下され、伺いに対しては「別紙内務省伺愛知県懲役場模様替ノ儀県官具状ノ趣併テ審議候処右ハ管杖実決廃止以来役場間狭ニテ差支候ニ付別紙図面ノ通補理等相加度趣国費省減ノ際ニハ候ヘ共實際無余儀事ニ相聞候條同省上申ノ通御聽許ノ上官給ノ分金五百八十四円三十八錢四厘御下渡相成可然ト存候依テ左按取調此段上陳候也」というように、約五百八十円の経費が許可されている。

このように国から予算を得て模様替えに着手した愛知県ではあったが、二年後の明治九年に懲役人の暴動が発生し、その際に建物に多大な被害が生じている。この懲役人暴動の際に落命した愛知県警部の追賞に関する資料によれば、暴動の原因は以下の様に説明されている。

本年七月三十一日午後八時頃当県懲役場(字三ツ会県庁ヲ距ル二十丁許)ヨリ出火イタシ候処囚人共ノ内孰レモ尽力消防終ニ撲滅イタシ大火ニ至ラシメズ奇特ノ事ニ付不取敢該場限リ予備金ノ内ヲ以テ守卒始メ囚人ニ至ルマデ慰勞トシテ魚肉ヲ給与致シ度段申出ルニ付其旨聞置則チ主任オキテ取計候処囚人一同彼是不服ヲ唱ヘ異意ニ謂ラク消防ノ功勞アル以上ハ必ラス罪科減等ノ処分モ可有之然ルニ魚肉ノ賞ヲ得ハ処分モ水泡ニ属シ候モノト誤解セシヤ其段獄吏ヘ申立ルニ付同吏オキテ其魚肉ヲ給スルハ全ク一時ノ報勞ニテ之ヲ本賞賜トスルニアラス其方ドモ功勞ハ委曲官ニ申立置云々説諭ニ及ブモ囚尚ホ疑団解カズ一時ノ巧辞ト妄認シ本月二十

日朝飯ノ節総囚食堂ノ団欒前議ヲ主張シ到底勢ヒヲ張迫シ速ニ志ヲ得ルニハ如カスト一決スルニ付同囚ノ内□□□□□□□□(筆者注…獄吏二名の氏名)其不可ヲ申述候処全囚拳ツテ右兩人ヲ撲殺セント一同憤激場中ヲ追回シ痛ク之ヲ毆打シ遂ニ柵門ヲ打破リ官署ニ押シ寄セガラス障子及ヒ近傍ノ板囲等ヲ打毀チ剩ヘ表門戸扉ヲ押逃シ逸出セントスル(後略)

明治九年七月三十一日午後八時頃懲役場から出火があったものの、懲役人達が消防に務めたため大火には至らなかった。その消火行為に對する一時的な報奨として守卒および懲役人に魚肉を与えることを提案したところ、懲役人側が消防の功勞に對しては罪科減等が行われるべきであり、魚肉を与えることは報奨として納得できないと不満を表明したことからエスカレートして、ついに九月二十日に、柵門や官署のガラス障子や板囲などが打ち毀されるといふ懲役人の暴動が発生したのである。この暴動は、二十日の段階においては、「減等ノ儀ハ尚県庁ノ評議ヲ伺ヒ明日マデニ可申聞旨」と応えることで一旦鎮静化したものの、翌二十一日九時に警部三名が巡查五十名を監獄付近に配置した上で説諭に赴いた時には、「総囚鞋ヲ付ケ竹槍等ヲ模造携帯シ頗ル暴動ノ景況アリ」と述べられている様に、既に不穏な状況にあった。長文となるが、以下に報告書中その暴動の状況を示す箇所を掲げる。

係り官員ト相議シ先ツ総囚ノ内稍事理ヲ弁シタル□□□□(筆者

注・囚人の氏名)ヲ柵外官署西縁側ニ呼ビ寄せ説諭ニオヨビ事未ダ半バナラザルニ柵内忽チ吶声ニ起シ全囚二百八十人余一斉動搖激發シ中央ノ柵門南方ノ柵門共ニ押破リ其勢ヒ恰モ潮ノ湧クガ如シ吶喊官署ニ衝突シ來ルニ付事ノ整ハサルヲ知り□□□□(筆者注・警部の氏名)ハシメ一旦其坐ヲ退キ門外ニ出テ前頭予防ノ巡查ヲ指揮シ防御スルニ兇囚開然杭間終ニ門扉ヲ破壊ス則チ門ヲ界リ鷹口袖櫛ミ鋤鉄等ノ得物ヲ取出シ各自提携以テ益激抗弁ス或ハ門番所土塀ノ屋上ニ登リ瓦ヲ以テ擲下スル雨ヨリ穉シ彼是疵傷有之終ニ左右ニ逡巡スル一町許兇囚勢ヒニ乘シ勇進スルニ付再ヒ巡查獄丁ヲ督励シ左右ヨリ囚ヲ中央ニ挿ミ大ニ奮進勇闘囚少ク辟易ス然レトモ衆寡不相敵囚忽チ勢ヒヲ直シ瓦石ヲ乱飛シ得物ヲ揮ヒ殊ニ死戦スルニ及ブヲ以テ再ヒ左右ニ退引ス初メ左右ニアリテ巡查其他督励スルモノハ□□□□□□□□(筆者注・警部二名の氏名)右面ニ在リテ巡查其他ヲ督励スル者ハ□□□□□□□□(筆者注・警部二名の氏名)ナリ然ルニ奮闘中□□□□□□□□(筆者注・警部の氏名)手疵ヲ負フヲ以テ□□□□□□□□(筆者注・警部の氏名)独リ之ヲ奮励シ終ニ事ノ叶ハザルニ及ンテ人ヲシテ傍隣士族ノ邸宅ニ至ラシメ手槍刀劍等有合セノ兵器ヲ借用セシメ抵抗スルモノハ許スナカレト巡查ニ令シテ再ヒ元ノ開地ニイタルニ兇囚ハ紙旗ヲ掲ケ得具ヲ揮ヒ吶喊南走ス其勢ヒ県庁ニ迫ラントス是ニ於テ巡查ヲテ道ヲ近便ニトリ追跡ノ從ル、モノ二名名古屋門前町大須親音堂地内ニ及ヒ十四名ヲ捕縛ス先キニ視察トシテ差遣シタル六等

警部□□□□(筆者注・警部の氏名)此地ニ於テ相会シ直ニ協力後進一団ノ囚悉ク就縛スト雖トモ前進ノ囚過ル所ノ屯所ニ乱暴シ或ハ町屋ニ入り器械ヲ奪ヒ已ニ県庁ニ切迫スルニ至ル依テ兩人兵器ヲ携帯スル巡查ヲ督励シ庁下ニ至ルニ最早庁門外ニ動搖囂然タリ則兩人鎗刀ヲ以テ之ニ莅マシム囚之レニ氣ヲ奪ハレ地ニ平伏ス於是令シテ門外桜樹ノ下ニ頓坐セシメ巡查之ヲ護シ□□□□□□□□(筆者注・警部二名の氏名)庁中ニ來リ事ノ概略ヲ報知ス拙者直チニ門外屯集ノ兇囚ニ臨ミ逐一説諭セシ処囚大ニ悔悟ノ色ヲ見ハシ恐順セリ依テ更ニ取締リヲ命シ尚該事ニ当リ逸走スルモノ、追跡ヲ手配シ午後第六時頃悉皆捕縛失踪セシモノ一人モ之レナシ此日三等警部□□□□(筆者注・警部の氏名)自ラ先ダチ巡查ヲ督励シテ大ニ奮激勇進シ非常ノ勦ヲナシ乱闘ノ中ニ倒ル即死ス其他手疵ヲ受ケシモノ別紙ノ通りニ有此抑事ノ破ル、ヤ飛報如織彼囚該場ヲ破リ続テ囚獄(名古屋小路ニアリ役場ヲ去ル五丁許)ヲ毀チ其勢ヒヲ以県庁ニ迫リ其凶焰ヲ逞フセントスルノ勢ヒアルヲ以テ直チニ二等警部□□□□(筆者注・警部の氏名)外警部二名ヲ命シ囚獄警備ノ為メ巡查ヲ率ヒ出張致サセ続テ鎮台ニ報知シ出兵ヲ依頼ス然ルニ追々鎮靜ノ見込付キタルヲ以テ其旨ヲ報知ス(後略)

以上の報告書には、囚人の中でも事情をよく弁えていると思われた一名を柵の外に呼び寄せて説諭を行ったところ、その説諭が終わる前に約二百八十名の懲役人が監獄の門を打ち破り、ある者は器械藏に侵

候付未決囚在來之獄舎ニ差置候処右獄舎之儀ハ元來旧吉田藩之節番人青木幾造ト申者ノ自宅ニ有之旧額田県之節右獄舎建物丈ケヲ官ニ献納致候モノト相見現今獄舎丈ケハ官物ト相成候得共敷地其他都テ人民自宅ニ有之官私混淆シ万端不都合不尠且該所ハ宿駅接続之場所ニテ犯罪ノ者追々増加狹隘ニテ差支時々警察署拘留所ニモ差置候次第ニ付増築致度之処僅ノ余地無之在來獄舎之儀一方ハ路傍ニテ柵等モ無之隨テ四方民家ニ接近シ非常且越獄之患モ不尠殊更土蔵作ニ相成居空氣不流通大ニ健康ニ關係候間(後略)

豊橋監獄分署は、私有地に監獄を建てて用いていたため、「官私混淆」という状況が生じていたこと、監獄が狹隘であり不都合が生じているが増築するだけの土地がないこと、また、建物の構造上脱走の恐れが少なくないこと、そして建物において空氣の流通が不十分であることから収容者の健康に問題があることを理由として、囚獄所の移転および未決監其他建築敷地を新たに買い上げることが要望したのであった。その後、明治十二年に已決病檻および岡崎監獄分署の建築、明治十三年に愛知県監獄署内工役場の新築、明治十四年に一宮村未決監敷地の買収、そして明治十五年には名古屋監獄署の新築が行われるなど、愛知県下において監獄建築における近代化が整えられつつあった。

この他、当時の愛知県における行刑に関しては、外役の問題があった。愛知県では、少し時期が過ぎるものの、明治六年に懲役人貸渡に関するとして、「第一大区区长へ 懲役人之中年限短キ者ハ工業熟達之目途モ無之付テハ各囚ニ連鎖ヲ付ケ十人一連トナシ一連以上数連ニ至ル迄望

之者へ貸渡シ土石之搬運道路橋梁之修繕其他百般之役ニ服セシメ候條望之者有之候ハ、別紙法則之通相心得願出テ候様云々(別紙略ス)」という布令を出している。このように、外役に関しては、短期受刑者は工業熟達が見込めないことから、労働力の提供を目的として懲役人の貸渡しが行われており、この状況は、外役の強化が行われた明治十四年監獄則試行後も大きな変化は無かったものと考えられる。

三、「愛知新聞」前編集長白井菊也による官吏侮辱事件

(一) 新聞社および雑誌社への弾圧

白井菊也が起訴された理由は、彼が「愛知新聞」に掲載した記事において官吏を侮辱したとして告訴されたからである。それでは、「官吏侮辱罪」とはどのような罪であったのだろうか。明治十三年刑法には、以下の通り規定されている。

第四百十一条 官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

二 其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書图画又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ

侮辱に該当する行為を現行刑法第二三一条の侮辱罪に照らして考え

を掲載している

○弊社前編輯長の官吏侮辱事件公庭傍聴録前号の続十月二十一日午前九時開庭遂に左の通公判申渡されたり

裁判言渡書

愛知県尾張国名古屋区

下長者町百八番地寄留

同県三河国渥美郡田原

村百五十番地平民愛知

新聞編輯長

白井菊也

二十一年五月

右白井菊也ハ文部卿ノ職務ニ対シ侮辱シタルノ罪アリトシ檢察官ヨリ公訴及フヲ似テ之レカ審問ヲ遂ル処

十月三十一日の紙上へ掲げたる社説の件に付鹿兒島県警部補の鈴木和助氏より告発せられ旧年より東京輕罪裁判所於て吟味中なりしが去十六日重禁錮三ヶ月罰金十円に処せられたり平澤氏ハ其裁判に服せず直に上告なる旨を申立たり又東京横浜新聞編輯長中西氏ハ同新聞第三千五百九十四号より第三千五百九十九号までの紙上に売薬税の事を論じたる廉成法誹毀に觸る、趣にて同日東京輕罪裁判所に於て新聞条例第十四条に照し罰金六十円に処せられたり²⁸⁾ というように、重禁錮あるいは罰金、もしくは罰金を命じられていた。

(二) 白井菊也による官吏侮辱事件

「愛知新聞」は、次のように「自社前編集長の官吏侮辱罪判決」記事

ニ与ヘラレタル指令ノ如キハ行政権内ニ止マラスシテ司法権内ニ飛込ミタリ云々) 又(群馬県福井県ヨリ文部卿ヘ伺ヒシ所ノ伺文及ヒ其指令等ヲ見レハ吾輩ヲシテ疑惑益盛ニシテ卒ニ文部卿ハ吾人々民ノ口ヲ喋シ吾人々民ノ舌ヲ動かサ、ラシメントスルカ如キ

ノ恐レナキ能ハサラシム云々」又（公立学校ノ教員生徒ヲシテ学術講習会ヲ開クニ窮屈ナラシムルハ恰モ其入ルヲ欲シテ門ヲ閉スカ如シ学術知識ヲ進歩スルヲ得シヤ云々）トノ三項ハ文部卿ノ職務ニ対シ侮辱シタルモノニシテ右ノ事実ハ被告ノ自供ト文部少書記官伴正順カ文部卿ノ命ニ依リ差出シタル告訴書及ヒ明治十五年五月二十日乃至明治十五年五月二十三日刊行ノ愛知新聞紙ニ拠テ其証憑明確ナレハ之ヲ法律ニ照スニ刑法第四百一条官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五拾円以下ノ罰金ヲ附加ス其第二項ニ其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書图画又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シトアルニ依リ被告白井菊也ハ重禁錮一月ニ処シ罰金七円ヲ附加スル者也

明治十五年二十一日名古屋輕罪裁判所ニ於テ検事補亀谷寛雄立会ノ上宣告ス

判事 太田墨身
書記 菅原敬経

明治十五年五月二十日から二十三日に「愛知新聞」に掲載した「読文部卿指令」と題した論説における「今回文部卿カ熊本県ニ与ヘラレタル指令ノ如キハ行政権内ニ止マラスシテ司法権内ニ飛込ミタリ云々」、「群馬県福井県ヨリ文部卿ヘ伺ヒシ所ノ伺文及ヒ其指令等ヲ見レハ吾輩ヲシテ疑惑益盛ニシテ卒ニ文部卿ハ吾人々民ノ口ヲ喋シ吾人々民ノ舌ヲ動かサ、ラシメントスルカ如キノ恐レナキ能ハサラシム

云々」、「公立学校ノ教員生徒ヲシテ学術講習会ヲ開クニ窮屈ナラシムルハ恰モ其入ルヲ欲シテ門ヲ閉スカ如シ学術知識ヲ進歩スルヲ得シヤ云々」の文言が、文部卿の職務を侮辱したものであるとして、官吏侮辱罪に問われ、重禁錮一月および罰金七円を命じられたのである。重禁錮一月という刑は、この当時の他の官吏侮辱事件と比べても不当に重いというものではない。しかしながら、以上に示したそれぞれの文言は、侮辱と判断する程度のものであったのであろうか。この程度の文言に官吏侮辱罪が適用されるのであれば、官吏に対する批判は、批判された官吏が侮辱だと感じ、告発すれば容易に官吏侮辱罪が成立するという意味において、当時においてはマスメディアなどによる政府批判に対する弾圧が頻繁に行われていたということができる。つまり白井菊也の官吏侮辱事件は、この当時のマスメディア関係者にとつてはよくある事件の一つであった。それでは白井は有罪判決を受けた後、獄中体験についてどのような観察を行ったのだろうか。次章では「牢獄土産」の紹介しつつ白井が獄中体験を経験した明治十五年の名古屋監獄の状況を検討する。

四、白井菊也の監獄体験

(一) 「牢獄土産」① 未決監へ

有罪判決を受けた白井菊也に対する重禁錮一ヶ月は、明治十五年十一月から十二月にかけて行われた。

①判決を受けて名古屋監獄へ連行されるまで⁹⁰

余は嘗て福岡文部卿が熊本群馬福井の三県令に教示せられし所の指令に対し聊か意見を開陳せしに福岡文部卿は該論文を認めて卿の職務を侮辱せし者ととして文部少書記官伴正順氏に命じ告訴せしめしに因り検事補亀谷寛雄氏は余を被告取り名古屋輕罪裁判所へ公訴し為めに公庭を開かれしが裁判官ハ余が起草せし論文を以て卿の職務を侮辱せし者と認定せられしかば余は竟に刑法の問ふ所となり重禁錮に処せられ罰金を附加せられたり其始末ハ載せて本紙に審ならば読者の普く知了せし所ならん然とも獄中の事に至りては容易に之を知ること能はされば世人未だ獄情知をらざる者多し故に余ハ爰に余か実地目撃せし所の実況を記して以て看客諸君に向ひ聊の出獄の土産とせん欲す希くば之を不敬視せずして我日本国内に斯る異域あることを推知し賜へ

「牢獄土産」初回時期の冒頭では、この記事を投稿する目的が書かれている。白井によれば、当時において監獄の状況において知る人はそれほど多くないと推察されることから、自分の体験を以て世間の人々に監獄の状況を伝えることを目的としている。

余が去月廿一日名古屋輕罪裁判所に於て処刑の宣告を受くるや押丁来りて直に余に腰繩を打ち該裁判所内に在る所の監倉内へ引入れ余を監外に休息せしむ此時看守ハ余に檻内の者と言語を交ゆることを禁じ次に余が犯罪と処分とを問ハる其後ハ誰とて談話する

者なければ余黙然して爰に休憩せり依て該檻を熟視するに此檻ハ三室に区画しありて孰れも三方ハ板にて腰掛を設け其他ハ土間なり此処ハ未決囚を法庭へ呼出せし時入置所にして常に囚人を入置く所にあらざれば斯くせしものならん此日法庭へ提喚せられし未決囚十四人の者此檻内に居りしが孰れも手錠の上に腰繩を打たれながら何か談話し居れり午前十一時半とも思ハし頃囚人みな喫飯す余檻外より其様子を窺ふに孰れも手錠腰繩の儘なれば常人の如く喫飯すること能はず故に膝を地に着け飯を少し小高き腰繩掛の上に置き手拭に包ミある麦飯のモツソウと乾鯛二枚大根漬一切を取り出し其より口を直に其飯上に這り喰ふ者あり其状恰も犬猫の物を食ふに似たり又た指先にて飯を摘ミ喰ふ者あり其状恰も猿猴の物を喰ふに似たり余ハ之を見て余も亦如何なる所へ到り如何なる食物を喰ひ如何なる苛役に服するそやと思へば為めに悄然として別社会に入るの心地せり時既に正午に到りたれば余も喫飯せんと其由を押丁に乞ひしに押丁ハ所持金あれば買ひ与ふべしと云ふ余ハ壹円札を出して中飯の取寄方を頼みしかば下男来りて其金を受取り裁判所内に在る中食支出場に往き求め呉れんとて出で往きたれば余ハヤレ中食丈けハ通常の飯を喰ふこと得べしと思ひしに暫くして下男戻り来り壹円札にてハ支出場にて釣銭を出さぬゆへ買はずして帰り来たり実ハ気の毒ゆへドウカと思ひ本町一丁目二丁目辺の家を五六軒尋ね小札に換へ呉れんことを頼みしに孰れも換へて呉れる者なきゆへ此金ハ返すぞとて余に渡したり余ハ心中に下男の不信切なる其言の嘘なることを知れども身ハ繩縛のこ

となれば如何ともすること能はずと断念せしに看守某押丁某余を憫みて所持の小札を取り出して余に換へ予へらる余之を受取り其内より拾銭札を出して下男二渡し之にて中食を購求し呉んことを頼めば下男ハ余議なく食事を整へ呉れたり而して余か食事する其際ハ看守某氏下男に命じて余が縄を寛るめしむ爰に於て余ハ通常の食事を為したり食事了りて再び縄に繋り其より前の如く腰掛に休息せり看守押丁諸君の仁慈なる実に謝するに辞なし又余か心中の欣び其れ如何ぞや頓て午後三時半頃ともなりされば他の囚人も本日の取調終りて監獄署に帰るに付き余も該囚と共に連がれて三ツ蔵町なる名古屋監獄署へ送られたり

裁判において有罪判決を受けた白井は、直ちに腰縄を打たれて裁判所内にある監倉へ連れていかれるが、監倉内ではあるものの、監外にて待機させられていた。その日判決を受ける者は白井以外に十四名いたが、彼らは手錠腰縄の状態で監内に収容されており、昼食の時にも拘束を解かれることはなかったため、犬食いを強いられていた。他方において白井の場合は、昼食は自分で買い求めることが出来、また食事時には拘束を緩めてもらうなどの特別の配慮を受けていた。その後、午後三時半を過ぎて白井は他の囚人と共に名古屋監獄所へ移送された。

②名古屋監獄へ到着

監獄署の門に入ればお席として看守押丁の事務を取扱はるゝ所あり囚人一同其前面に整列して看守其人員を点検し而して他囚四十四人

の内十三名ハ直に獄倉へ引入れ一名ハ本日処分済になりしを以て其処に残しお席の前なる坂■の杭に繋き置きたり余も亦爰に立ち居たりしが押丁ハ余をも側の杭に繋き置き何れへか往きたるか余ハ此時潜然として以為らく人も権利を剥奪せらるれば恰も牛馬の如きかと覚へす嘆息せり暫くして押丁来り他の一人をお席の面へ呼び出し縄を解き裸体にして一々衣服を調らべ次に人相書をなして了つて再び腰縄を掛けたり余も亦此の如くせられて二人同じく看守押丁に連れられて之れより檻倉に到る時恰も太陽西山に春きて月光漸く光を増し人影地に写るの頃なれば余が心中一層の悲憤を生し憂鬱胸に迫りて禁せさりし

名古屋監獄へ移送された十五名中、白井と一名は入監手続きとして裸体にした上で衣類検査、人相書の作成が行われた後、檻倉へ連れて行かれた。多くの人と同様に、白井にとっては杭に繋がれる経験、人前で裸体にされて検査等を受ける体験は初めてのことであり、それだけに監獄に入るということは、牛馬の様に人の権利を奪われることだと実感し、また、これからの監獄生活への不安を募らせていたことが判明する。

既に獄倉の側に到れば看守大声して第十五号監気を附けと呼ぶ此時監内の囚人一同静止す押丁余が縄を解くや看守余に向ひ爰にて復裸体となし一々調ぶる筈なれど今調べて間もなければ略すとして余は衣服を着たる儘にて居たし此時看守監内の囚人に向ひ北向

けつーと呼ぶ四人一同北面低頭す押丁ハ監の錠を開け余を監内へ入らしむ(他の一人ハ隣監へ入りし)余の監内へ入るを見て押丁再び監に錠を嵌む此時看守直れと呼べば囚人一同頭を掲げて二列に静坐す時に牢頭と覚しき者入り口に在りて余に向ひ其犯罪と処分とを問ひ且つ監に在りしや或ハ娑婆決放なるかと問ふ余ハ之に答へ監に在りしことなく本日裁判済にて直に送致せられしと云又娑婆にて官に仕へしことなきかと問ふ余ハ仕官せしことなしと云へば頭役余に向ひ仕官せしことなきハ仕合せ也若し官に仕へしことあれば如何なる目に逢ふも知れず又監に少しも繋がれずして娑婆決放とハ結構のことなりとて余を慰むる者の如し其より語を荒らけて曰く監内に在る間ハ皆々のお世話にならずば一日も暮れぬ所なれば一同ハ衆に能く頼み置けと云ふ余低頭して一同に深く依頼す頭役復た余に便所を指示し此ハ娑婆とハ違ひ便所とハ云ハはずしてツメと云ふ又大便を大ツメと云ひ小便を小ツメと云ふ決して監内にてハ大便小便杯と云ふべからずと読む其他種々の指図もありたるが時既に午後七時過となりたれば頭役ハ飯を食とて自ら敷五座をメクリ椽板の上へ椀に盛りたる麦飯のモツソウと大根漬二切を載せ爰にて先づ晚餐を喰へまた色々教ゆることもあれと食事済せし後に於てすべしとて余に食事を侑む余命に応じて麦飯を一箸二箸ツ、キ居たりしに頭ハ余に向ひ誰れも最初ハ食へぬ者なり喰へずば預り置かん強て喰ふにも及ばぬと云ふ依て余ハ食事を止め頭に其方附方を頼めば頭ハ心切に世話を為し呉れたり

白井が最初に入ることになったのは、未決監である第十五檻であった。手続きとしては入檻に際しても裸体にして検査を行うことになっていたが、白井の場合は、直前に検査を行ったことから重ねての検査は省略された。そしてそのことが牢頭の白井に対する印象を良くし、彼に対する待遇を良いものとした。牢頭の存在は行刑の近代化には合致するものではないが、ある程度囚人の自治を認めることによって、監獄運営の効率を図っていたものだと考えられる。

③名古屋監獄一日目^四

食事畢て坐に復るや牢頭ハ余に向ひて従前ハ牢法とて厳しき規則もありしが今ハ御規則改正になりて左のみ厳しくハあらざるか監内の規則を承知せよとて種々の礼式を教へ夜寝にハ云々朝晨起にハ云々と懇篤に指南せり又此監ハ三日監とて処分済の者三日の間居る監なれば誠に水臭き所なるゆへ能く気を附ると云ふ余ハ此時始めて覚る余を未決監へ入れしハ刑法に三日間上告とあるを以ての故なるべし

夕食の後、白井は牢頭より監獄内の規則について説明を受けている。ここで注目すべきは牢頭自身が、「今ハ御規則改正になりて左のみ厳しくハあらざるが」と述べている点であり、明治十四年監獄則の影響が監獄内に生じていることが判明する。また、判決後三日間の上告期間が規定されていることから、白井は最初に「三日監」と呼ばれる未決監に収容されているが、このことから、明治十五年より施行された明治十三年刑法が適切に運用されていることが判明する。

斯くまで言語をば交へたれとも未だ獄中の事情ハ分らず且つ薄暮にも至りたれば獄中の人員や人相ハ確かに認むる能はずして唯牢頭か言語の頗る大にして且つ厳しきに驚き居たり此時よりして牢頭ハ少し語声を和らけ平易の話を為し実ハ新入の者ハツメの前なる板縁へ坐して牢法を承る筈なるかお前ハ悪人の様子もなく又た平常ハお役人かお前を裸体になし匍匐して入れと云裸体にもせられず又匍匐して入れとも云ハざるハ如何にと思ひしに段々聞けばお前ハ新聞の編輯長にして官吏の職を辱かしめし罪を受けしとな随分注意して勤るがよい此処ハ娑婆とハ違ひ実に恐ろしき処なり今お前が入りし様に匍匐せずして立ちし儘外より監へ入るならば直様髪を掴ミツメの前に連れ行き椽板に頭を抛擲すべきか習慣なるがお前をば最初お役人が此処へ連に來られし時外々の囚人同様に取扱はれざるゆへ何かと思ひ己れも厳しくハせざりしより之より此監に在る間ハ僅かなれとも目を掛け呉れるから安心せよと云ふ其他の囚人も色々話を仕掛けしが先づ此夜ハ臥んとて一同臥床に就きたり夜具ハ柿色の布団にて藁を束ねたる枕を為して梁上の君子と雑子寝は頗る困却のことにありし

明治十四年監獄則などに基づく行刑の近代化が行われつつあったとはいえ、監獄内においては未だ旧弊が残されていた。たとえば新入檻者は便所の前の板縁へ座させた上で牢法の説明を受けることになっていたこと、また、運よく白井は特別な扱いを受けていたが、一般の新入檻者は裸体で匍匐して檻に入るようになっており、もし匍匐せずに

入檻した場合は、髪をつかまれて便所の前に放りだされることになっていたことが牢頭の説明から判明する。

④名古屋監獄の食事

夜明ければ一同起きて臥床を片付け居る中膳番ハ早や既に食塩を出して同囚に渡し各をして口中の掃除を為さしむ而して頭役より順次に手水を使ひ八十四州の神仏を礼拝して次に父母所在の地方若くハ父母墳墓の地方に向ひ礼拝す其より一同坐に就き互ひに一礼を為し次に又た起て監内を掃除し畢て坐に復し食事の用意を為す朝食了りて暫く過くれば押丁來りて運動と云ふ此時一同起て監内を廻り運動すること殆んど三十分許り運動畢りて復坐■着く之より正午迄ハ小ツメの外起つこと能ざれば唯坐して談話する而已頓て十一時半ともなりぬれば例の如く食事の用意を為し食事終りて暫くすれば又運動となる運動終りて暫時過くればヲサラへとて押丁数名監内へ入り椽の棍棒にて四辺を突き廻り監内破損所等のなきかを検査すヲサラへ済みて後ち茫然として居れば頓て晚餐となる日暮るれば押丁來りて寢所に就くことを許す

「三日監」においては未だ労働は課せられていないため、白井の監獄生活の三日間は、食事、運動、そして談笑で穏やかに過ぎていった。ただ、穏やかとはいえず、監獄からの脱走者が少なくないことへの対策としてだろうか、「ヲサラへ」と称する監内破損所等の検査が行われている。

三日監ハ概略如此有様にて日々光陰を徒費するのミ其の内最も苦しきハ麦飯のモツソウと粗末なる菜なり何人にも入牢後数日間ハ三度の麦飯咽喉を通り兼ねると云へど余の如きハ別けて困却せり故に三度のモツソウは何時一本を喰ひ尽すを能はされば半を同囚に分つに囚人喜んで之を受け如何にも甘まそうにして食ふが尤も農家に生れて麦飯に生育し強役を以て稼業とする者に在てハ左程迷惑とも思はずして喰ひ唯モツソウ飯の少なきを嘆する者の如し又爰に重て食事の状態を詳説すれば銘々が常に起臥する所の五座席をメクリ其の椽板を膳と唱へ此上に飯椀と汁椀と箸を置き而して監外より下男がモツソウ飯を擲け込むを膳番が監内にて之を受け取り又菜の物はメンパと云ふ曲物にて取り入れ膳番之れを各人に配分するを待ちて一同互ひに一礼し而て食事に掛るなり食事終れば膳番ハ一同の食器を悉く洗ひて片附け置き而して后膳場を美麗に拭ひ其よりトダとて布巾を手に巻きトン／＼と幾度も膳場を摩擦し然る後ち其上に蓆を敷き爰れにて全く終るなり三度／＼の食事ハ孰れも其式如此なれども唯菜の物は朝か味噌汁中食ハ鯛の乾物二枚か切麩五ツ、若くハ煮豆晚餐も又概ね味噌汁にして間にハ醤油にて煮たる者を喰はしむることあり

「三日監」において最も白井を苦しめたものは食事であり、白井にとって「モツソウ」という麦飯は喉を通らないものであった。但し、量の少なさを歎くことはあっても、「モツソウ」自体を歎くことはなかった同囚の存在からは、食事に関する白井の日常の生活水準が当時

においては平均よりも高かったのか、あるいは当時の一般的な囚人の生活水準が低かったのかは不明である。また、副食は「菜の物は朝が味噌汁中食ハ鯛の乾物二枚か切麩五ツ、若くハ煮豆晚餐も又概ね味噌汁にして間にハ醤油にて煮たる者を喰はしむること」と述べられていることから、概ね粗食であったことが判明する。なお、食事時には各人の「五座席」を裏返した椽板を膳として利用し、そこに飯椀、汁椀、そして箸を置いており、食事の配分は監内の「膳番」係が行っていた。

⑤ 監獄内用語および未決監獄の様子³³

監内の有様ハ大略前に述ぶる所に於いて粗を尽したれば之より監内と娑婆と諸物品の名称を異にする所の一班を挙げ然る後追々と他の景況をも述ぶべし凡て監内にてはしと云ふ言葉を忌む故に死をチャブルと云ひ塩を浪の花と云ひ箸を二目と云ひ汁をジウランと云ひ飯をお当と云ふ大根漬をカラツポと云ひ麩を金魚と云ひ豆を鳩と云ひ枕を邯鄲と云ひ蚤をアカと云ひ蚤をチャウヒンと云ひ大便を大ツメと云ひ小便を小ツメと云ふ等なり

監獄内においては一般とは異なった物の呼び方を行うことがあり、白井も何点か挙げている。この中で、「塩」「浪の花」、「麩」「金魚」、「豆」「鳩」、「枕」「邯鄲」というのは異名として知られた言葉あるいは言葉遊びの域を出ないものであると考えられる。また、「死」という言葉を忌避するところから、「死」「チャブル」と称することは、監獄ならではの感覚ではないかと思われる。尤も、白井が挙げた言葉の中にはその呼び名の由来が不明なものもあるが、これらはいわゆる習

慣として監獄内において伝えられてきた呼び名なのだろうか。

又た未決監総体の景況を挙げれば旧監二十棟新監十五棟あり而して旧監八元と国庫より寛かに賃金を出して普請せられし者と見へ其用材も充分なる者を撰み格子も鉄棒にて頗る堅牢に構造したれば此の監へは多く重罪の未決囚を入れる、と云ふ又新監ハ近年に造築せし者と見へ凡て新らしきが其用材ハ頗る疎末にして大格子も松木の五寸角を用ひ造りし者なるが旧監に比すれば総て麤悪なり此監にハ多く軽罪の者を入れる、由新旧両監とも一棟概ね五監に区画し一監三坪とす一監の囚人ハ数名以上十数名にて時々増減す當時未決監に在る所の囚人ハ総計殆んど三百名に近しと聞とも確言ハ為し兼ねるなり

白井が入監した当時、名古屋監獄には旧監獄二十棟、新監獄が十五棟存在していた。旧監に関しては、先に明治七年「愛知県懲役場模様替」で紹介した様に、国費によって建築されたものが多数を占めると考えられるが、相対的に頑丈に作られているため、重罪の未決囚に対して用いられていた。他方、新監に関しては用いられている建材が粗末であることを白井が指摘しているが、これは明治十三年刑法の施行に伴う収容者の増加を見込んで急遽建築されたものであるからだと考へるべきなのであろうか。また、白井の叙述からは、基本的に一棟を五監に分け、それぞれに数名から十数名が収容されていたことが判明する。

又新監の第十四号監第十五号監ハ三日監として前にも述べし如く既に裁判の宣告が済みて後ち未だ裁判の確定せざる者の三日間居る所なれば同じ未決の監にても此の両監ハ一般の未決監とハ少しく異なりて頗る薄情の様子あり其故ハ此監に在る間ハ僅かの事なれば同囚の交際も至つて薄し故に一日にても己れより後ちに入りし者ハ先づ酷く使役しツメ掃除とて毎朝の雪隠掃除を為さしむるなり左れども監内に在る囚人ハ至て賤しき者而已多ければ少し差入れ物でもすれば其本人の扱ひを直に変する等の弊風なきに非らず余が十五号監へ入りし時ハ同囚既に七名ありしが三日目にハ四名出で、既決監へ送られしに同日又八名の新人ありし故余を合せて十二名となりしが其中にハ顔色憔悴して髭髯彫生し加ふるに疥癬を患ふる者もあり之と座を同ふして夜ハ俱に柿色の蒲団五枚を引ずり被て眼に就きしハ実に堪へさるることにて今猶ほ当時の有様を思ひ出せば慄然として身戦ひするの思ひあり

白井が当初収容された「三日監」は監獄における一時収容所という性格があるため、収容者の入れ替わりも激しく、したがって、この「三日監」において同囚との交流はほとんどなかったと語っている。収容者内においては、基本的に後から入つて来た者へは便所掃除を押しつけるなどの慣例がある様であったが、いわゆる差し入れ如何で扱いは変わることを白井は目撃している。なお、収容者に疥癬などの皮膚病を罹患した者が居た場合は、当時の監獄の状況などから、他の者へ伝染する危険性は高かったと考えられる。但しこの点については、明治

十五年九月に名古屋監獄で発生した暴動未遂の報告書中に、「未決檻内に三十人程の囚徒が居り内の一人疥癬病に罹りし者あるを以て毎日薬湯に入浴せしむる」という文言を見ることができることから、一応の衛生的対応が行われていたことが判明する。

⑥ 既決監へ移動

然るに余ハ幸にして頭役に深く愛せられしを以て常に頭役の側に在りて離れざれば始より終までツメ掃除もせず又箒等は手に取りしこともなく食時には膳番の出し呉れる物を食ひ食器は其儘捨置けば膳番其を奇麗に片附呉るゝを以て恰も牢獄中の客分の如くして日を送れり加之若し同囚中に差人物(差人物は未決監中は月に五回許るざる其品物は鶏卵三個砂糖氷砂糖等は二十匁迄芋、蓮根、煮豆等は一と重箱詰め一度に三品つゝ、するを得)等あれば全体は其差入を受けし本人而已喰ふ筈なれど牢獄の習慣として同囚平等に配せするを規則とす左れども鶏卵ハ一同へ等しく配分も出来ぬ故一個は本人一個も頭役一個は余に与へしを以て余はまづ不幸中にも非常の幸福を得たり又半途にて顔色憔悴として形容枯稿せし梁上君子の入りし時には余は之と同衾することも憂く思ひ実は起坐して夜を徹さんかと迄思ひしか頭役は新入にて伝染病等を患ふる者等は三四名に一枚の蒲団を与へ余ハ頭と敷蒲団迄して先づドウヤラ暖く寝るを得し等ハ誠に意外の幸福なりし

「三日監」における牢頭の存在については、既決囚であるが「三日監」の管理者の様な立場で存在しているのか、あるいは彼自身も未決囚で

あるのか、正確なところを把握することはできない。また、白井が何故、牢頭に好まれ、優遇されていたのかその理由も現段階においては特定することはできない。しかしながら、おそらくは、白井の罪状が官吏侮辱罪であることに好感を抱いていたのか、あるいは、外部から差し入れなどによって白井への配慮を委託されたのではないかと推測される。ここでは未決囚に対する差し入れに関する習慣が紹介されており、その制限や差し入れがあった時の対応について述べられているが、このような差し入れを受けることができた者でできなかった者との間には待遇面の差が生じていたものと考えられる。

又手実(光陰白駒の隙を過くよりも速きものにて既に三日(丸三日故出入の日を算すれば都合五日なり)のお定の日も経過したれば廿五日にハ愈々既決監へ送らるゝ日とぞなりにき同囚人ハ余が既決監(即ち懲役場)に行を見て半娑婆へ出づると云ひ厚く祝し呉たれば余も又暫らくの間お世話になりしとて其恩を謝し猶此後も身の上を大切にせられよとて離別の辞をなし彼是れするうち頓て午前九時とも思ほしき頃看守来りて余か姓名を呼び該監を出でよと命ず(其式ハ入る時に同じ)余ハ命に応じ監を出しに押丁ハ直ちに余に腰縄を掛け徐かに歩行して例のお席へ連れ行き爰にて又衣服を改め先きに預り置きし物品等を渡され(茲にて衣服を改めらるゝ、ハ入監中久敷居る者の或ひハ自己の身体を暖かならしめんが為めにおびやかして衣類等を奪ふの弊を防ぎ且つハ音信等竊かに托することなからしむるならん)其れより又腰縄にて既決監

へぞ送られたり

二十一日夕刻に未決監である「三日監」に収容された白井は、翌日から満三日を経て翌二十五日午前九時に既決監へ移動した。未決監から既決監への移動に際しても腰縄を掛けられ、看守により衣服の検査を受けている。既に入監時に検査を行っているにも拘わらず、監内の移動に際しても検査が行われる理由として、白井は、未決監内で他囚の衣類を強奪したかどうかの確認と、囚人間の音信等のやりとりを防止するためであると述べているが、後者に関しては、この時期においてはなおも名古屋監獄において未遂ではあるが暴動が発生していたことから、暴動をはじめとする獄中のトラブルを回避するための対策であったとも考えられる。

注

- (1) 日本における自由刑の出発点として江戸時代の人足寄場を無視するわけにはいかないが、人足寄場の対象者に必ずしも刑事法における犯罪を行ったわけではない無宿人が含まれること、また、明治期において流刑や身体刑が廃止され、整備された近代刑法典に伴う行刑システムが確立したことを重視し、自由刑の本格的な導入は明治期に入ってから行われたものと考えられる。
- (2) 法律第五八号「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」附則第一条及び第一四条による。
- (3) 二〇一一年日本犯罪社会学会第三八回シンポジウムのテーマは「刑務所とはなにか―刑務所に入ることが、なぜ刑罰でありうるのか」であり、イギリスにおける刑罰の展開における刑務所の誕生、現在の日本の刑務所において質

的・量的に変化していること（「リサイクル施設」から「廃棄物処理場」へ）に対する問題提起、そして、日本における刑務所の機能に関する歴史的分析などの報告が行われた。

- (4) 『法の流通』慈学社出版、二〇〇九年、七七一―一〇六頁。
- (5) 姫嶋（濱口）瑞穂「明治前期の監獄法改革・明治五年「監獄則」から明治十四年「改正監獄則」へ」『神戸法學雜誌』58(3)、二〇〇八年、七一―一六二頁、姫嶋瑞穂「不平等条約改正後における外国人処遇対策と明治二十年「監獄則」改正」『奈良法学会雑誌』22(3・4)、二〇〇九年、五三一―一〇八頁。
- (6) 兒玉圭司「明治初期における監獄制度の展開―西洋の監獄制度との出会いとその受容」『刑政』119(11)、二〇〇八年、七四―八四頁、同「明治初期における監獄制度の一転機―既決囚の発見」『法の流通』慈学社出版、二〇〇九年、四九―七六頁、同「小原重哉の「廢拷問簡見」」『司法法制部季報』(123)、二〇一〇年、九一―一四頁、同「小原重哉に関する若干の新知見」『中央学院大学法学論叢』23(2)、二〇一〇年、一一―二三頁。
- (7) 伊藤重剛・末藤武志・磯田桂史「明治の熊本監獄の建築に関する研究(一)（歴史・意匠）」『日本建築学会研究報告 九州支部 3 計画系』(48)、二〇〇九年、六九七―七〇〇頁、同「明治の熊本監獄の建築に関する研究(2)（歴史・意匠）」『日本建築学会研究報告 九州支部 3 計画系』(48)、二〇〇九年、七〇一―七〇四頁。
- (8) 兒玉圭司「明治初期における山口県監獄の成立と展開」『山口県地方史研究』(95)、二〇〇六年、四五―六二頁、同「明治期における千葉県監獄の展開」『中央学院大学法学論叢』22(1)、二〇〇九年、五九―八八頁、同「士族と監獄―明治前期における監獄行政の担い手とその意識」『司法法制部季報』(124)、二〇一〇年、九一―一四頁。
- (9) たとえば更生保護事業の父と呼ばれる原胤昭は、明治一五（一八八二）年に出版条例新聞紙条例違反により東京軽罪裁判所で軽禁錮三か月罰金三〇〇円の判決を受け、石川島監獄に収監された経験有する。（室田保夫編著『人物で

- よむ近代日本社会福祉のあゆみ」ミネルヴァ書房、二〇〇六年、四二頁。
- (10) 田原藩士。一八六一—一八九七年。自由民権運動家ならびに新聞記者。妻の白井こうは、岡崎裁縫女学校を創設して三河地方における女子教育の先駆者であった。(『教育愛知 第二巻』愛知県教育委員会、一九七四年)。
- (11) 重松一義『日本獄制史の研究』吉川弘文館、二〇〇五年、二一七頁。
- (12) 明治五年監獄則の性格については、重松一義『日本獄制史の研究』吉川弘文館、二〇〇五年、二二七—二八頁、二二二—二三三頁に詳しい。
- (13) 重松一義『近代監獄則の推移と解説—現行監獄法への史的アプローチ』北樹出版、一九七九年、二〇頁。
- (14) 重松一義 前掲注(13) 一〇—一一頁。
- (15) 重松一義 前掲注(13) 二〇—二二頁。
- (16) 「監獄ノ状況」(「公文別録」甲部地方巡察使復命書明治十六年第六卷、国立公文書館所蔵)
- (17) 「愛知新聞」明治十五年五月十日。
- (18) 「愛知新聞」明治十五年四月二十五日。
- (19) 「愛知県懲役場模様替」(「太政類典」明治四年—明治十年第三百六十八卷、国立公文書館所蔵)。
- (20) 「愛知県懲役場模様替」における左院議按(「太政類典」明治四年—明治十年第三百六十八卷、国立公文書館所蔵)。
- (21) 「愛知県警部故平賀尚友懲役暴動ノ際死亡追賞」(「太政類典」明治四年—明治十年第三百五十五卷、国立公文書館所蔵)。
- (22) 「愛知新聞」明治十年十二月九日。
- (23) 「愛知新聞」明治十六年六月十七日。
- (24) 「愛知県未決監建築」(「太政類典」明治十一年—明治十二年、国立公文書館所蔵)。
- (25) 「愛知県囚獄所移転及敷地ヲ購求ス」(「太政類典」明治十一年—明治十二年、国立公文書館所蔵)。
- (26) 「愛知週報」明治十六年十二月七日。
- (27) 「愛知新聞」明治十六年一月十一日。
- (28) 「愛知新聞」明治十六年一月二十六日。
- (29) 「愛知新聞」明治十五年十月二十六日。
- (30) 「愛知新聞」明治十五年十一月二十三日。
- (31) 「愛知新聞」明治十五年十一月二十六日。
- (32) 「愛知新聞」明治十五年十一月二十八日。
- (33) 「愛知新聞」明治十五年十一月二十九日。
- (34) 「愛知新聞」明治十五年九月十六日。
- (35) 「愛知新聞」明治十五年十二月一日。